１０-３　公　園　緑　地

１０－３－１　都市公園の概要

１０－３－１－１　都市公園の種類と配置

１．種　類

一般に「公園」と呼ばれるものは，営造物公園と地域制公園とに大別される。営造物公園は都市公園法に基づく都市公園に代表される。営造物公園は国又は地方公共団体が一定区域内の土地の権限を取得し，目的に応じた公園の形態を創り出し一般に公開する営造物である。地域制公園は自然公園法に基づく自然公園に代表される。国又は地方公共団体が一定区域内の土地の権限に関係なく，その区域を公園として指定し土地利用の制限・一定行為の禁止又は制限等によって自然景観を保全することを主な目的とする。

「公園」を一覧表にしたものが，次の（表１０－３－１）である。

表１０－３－１　「公園」の分類

- 公園
  - 営造物公園
    - 国の営造物公園
      - 国民公園（＝皇居外苑，新宿御苑，京都御苑）･･･環境庁設置法
      - 都市公園（＝国営公園）･･･････都市公園法
    - 地方公共団体の営造物公園
      - 都市公園･･･････････････････都市公園法
      - その他の公園
  - 地域制公園･･･国立公園，国定公園，都道府県立自然公園･･･････自然公園法

２．都市公園の定義

都市公園は都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第２条第１項で定義されている。

○都市公園法第２条第１項
この法律において，「都市公園」とは，次に掲げる公園又は緑地で，その設置者である地方公共団体又は国が当該公園又は緑地に設ける公園施設を含むものとする。
１　都市公園施設［都市公園法（昭和 43 年法律第 100 号）第４条第６項に規定する都市計画施設をいう。次号において同じ。］である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が同条第２項に既定する都市計画区域内において設置する公園又は緑地
２　次に掲げる公園又は緑地で国が設置するもの
イ．１の都府県の区域を越えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地（ロに該当するものを除く）
ロ．国家的な記念事業として，又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地
○都市計画法第４条６項
この法律において「都市計画施設」とは，都市計画において定められた第 11 条第１項各号に掲げる施設をいう。
○都市計画法第 11 条第１項
都市計画区域については，都市計画に，次に掲げる施設を定めることができる。この場合において，特に必要があるときは，当該都市計画区域外においても，これらの施設を定めることができる。
○都市計画法第 11 条第１項第２号
公園，緑地，広場，墓園その他の公共空地

都市公園は，都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第２条に基づく，下記に該当する公園緑地といえる。

①　都市計画法による都市計画区域内において，地方公共団体が設置する公園又は緑地，この場合都市計画決定の有無にかかわらず，又，都市計画事業の執行によって生じたものに限らない。

② 都市計画施設である公園又は緑地で，国又は地方公共団体が設置するもの，この場合都市計画区域の内外を問わない。なお，都市公園は都市公園を管理することとなる者（国，地方公共団体）が供用を開始するに当たり政令で定める事項を公告することにより設置されるものである（都市公園法第２条の2)。

（２）都市公園の分類

都市公園は行政的に機能，目的，利用対象，誘致圏域等によって（表１０－３－２） に大別される。

表１０－３－２　都市公園等の種類（国土交通省ＨＰより抜粋）

種類	種別	内容
住区基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で１箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で１箇所当たり面積２ha を標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で１箇所当たり面積４ha を標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は，面積４ha 以上を標準とする。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息，観賞，散歩，遊戯，運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ１箇所当たり面積 10～50ha を標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ１箇所当たり面積 15～75ha を標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で，地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに１箇所当たり面積 50ha 以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし，総合的な都市計画に基づき，自然環境の良好な地域を主体に，大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり，大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に，全体規模 1000ha を標準として配置する。
国営公園		主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては，１箇所当たり面積おおむね 300ha 以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあっては，その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園，動植物公園，歴史公園，墓園等特殊な公園で，その目的に則し配置する。
	緩衝緑地	大気汚染，騒音，振動，悪臭等の公害防止，緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で，公害，災害発生源地域と住居地域，商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害，災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善，都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり，１箇所あたり面積 0.1ha 以上を標準として配置する。但し，既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を 0.05ha 以上とする。(都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む)
	緑道	災害時における避難路の確保，都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として，近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員 10～20ｍを標準として，公園，学校，ショッピングセンター，駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

注）近隣住区＝幹線街路等に囲まれたおおむね１㎞四方(面積 100ha)の居住単位

３．都市公園の配置基準

都市公園は，緑のマスタープランの中核として，地域制の緑地と有機的に連絡するように配置する。配置にあたっては快適な都市環境の形成，都市住民のレクリエーション需要，安全な都市づくりなどの観点から緑豊かな潤いのある魅力的な都市を作るよう計画する。

都市公園等の配置にあたっては，次の事項を考慮する。

（１）　都市公園等の種類毎の誘致圏域を明確にし，その圏域内の人口，人口構成，土地利用の動向，交通計画，他の都市施設を勘案して計画する。

住区基幹公園は近隣住区を配置単位としてモデル的な配置とする。１近隣住区当たり４カ所の街区公園を誘致距離 250m，1 カ所の近隣公園を誘致距離 500m で計画する。４近隣住区に１カ所の地区公園を誘致距離 1,000m で計画する（図１０－３－１，図１０－３－２参照)。

都市基幹公園は都市を単位として設けられる。小都市では近隣公園，地区公園が都市基幹公園の代替となる場合がある（図１０－３－３参照)。

広域公園は都道府県を誘致圏域として設けられる。

レクリエーション都市は大都市圏，その他の都市圏域のレクリエーション需要の動向を考慮して計画する。

国営公園には，①都府県（道は一つ）ブロックを配置単位とするもの（図１０－３－４参照)。②国家的記念事業として設置するものの２種類がある。①は良好な自然的条件を有する土地又は歴史的意義を有する土地を含む土地の区域に配置する。②は国家的記念事業等に応じて配置される。緩衝緑地は公害・災害の状況に応じて配置される。都市緑地，特殊公園，都市林，広場公園は資源の状況，土地利用の状況に応じて配置される。緑道は近隣住区内部または近隣住区相互の公園等を連絡するよう配置する。

（２）　地形，植生，風向等自然的条件を十分考慮し，その活用を図り，特色ある都市景観を形成すると同時に，公害，災害の防止及び積極的な環境の改善に資するよう計画する。

（３）　日常のレクリエーション利用，週末のレクリエーション利用及びレクリエーションの季節的変化に対応し需要予測に基づいて系統的に計画する。

（図１０－３－１）

住区レベル（1 近隣住区）

標準面積：100 ha（１km×１km）

標準人口：10,000 人

街区公園：４箇所

近隣公園：１箇所

街区公園：標準面積 0.25ha　誘致距離 250m

近隣公園：標準面積 2ha　　誘致距離 500m

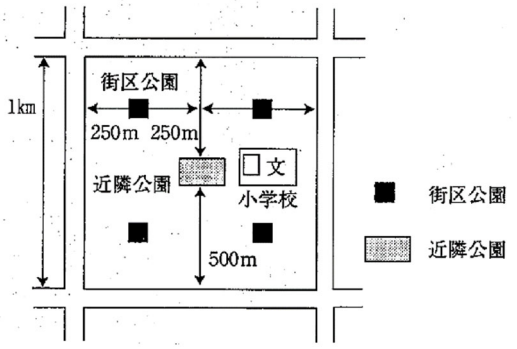

（図１０－３－２）

住区レベル（4 近隣住区）

標準面積：400 ha

標準人口：40,000 人

街区公園：16 箇所

近隣公園：４箇所

地区公園：１箇所

地区公園：標準面積４ha

誘致距離 1,000m

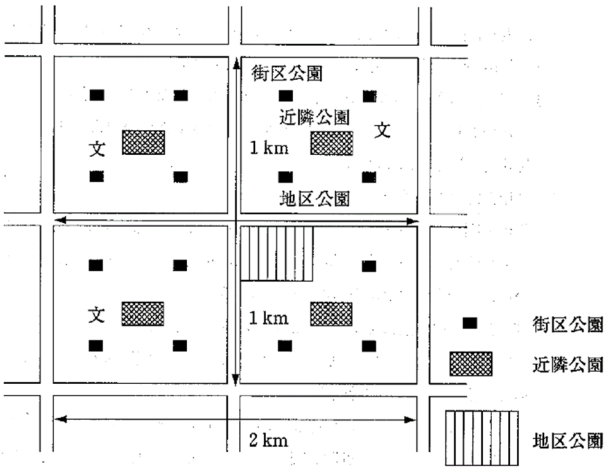

（図１０－３－３）

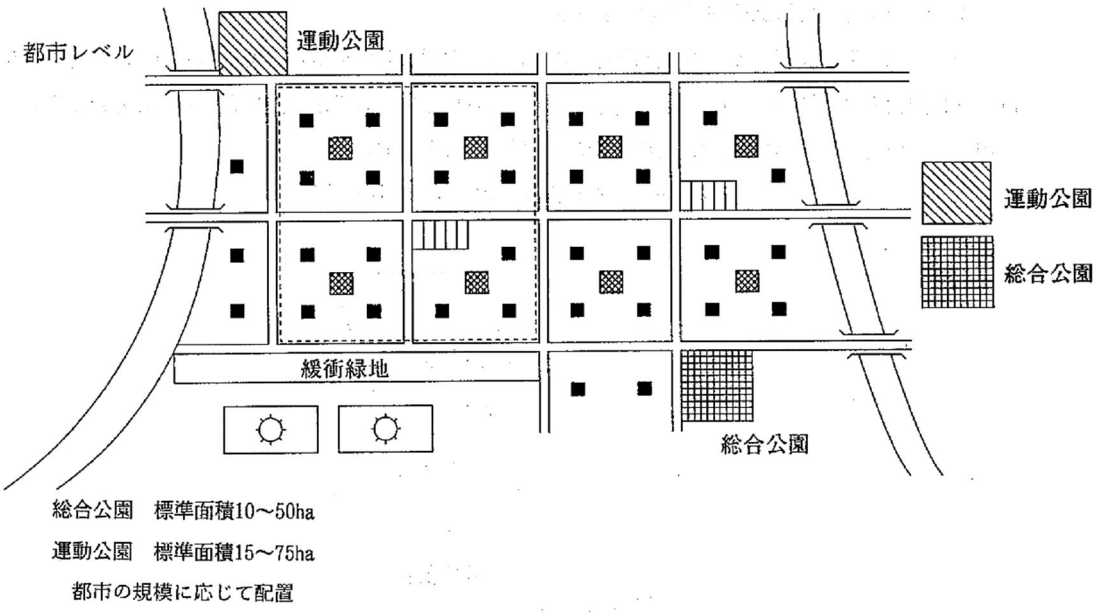

（図１０－３－４）

都府県ブロック単位（道は一つ）の配置（国営公園）

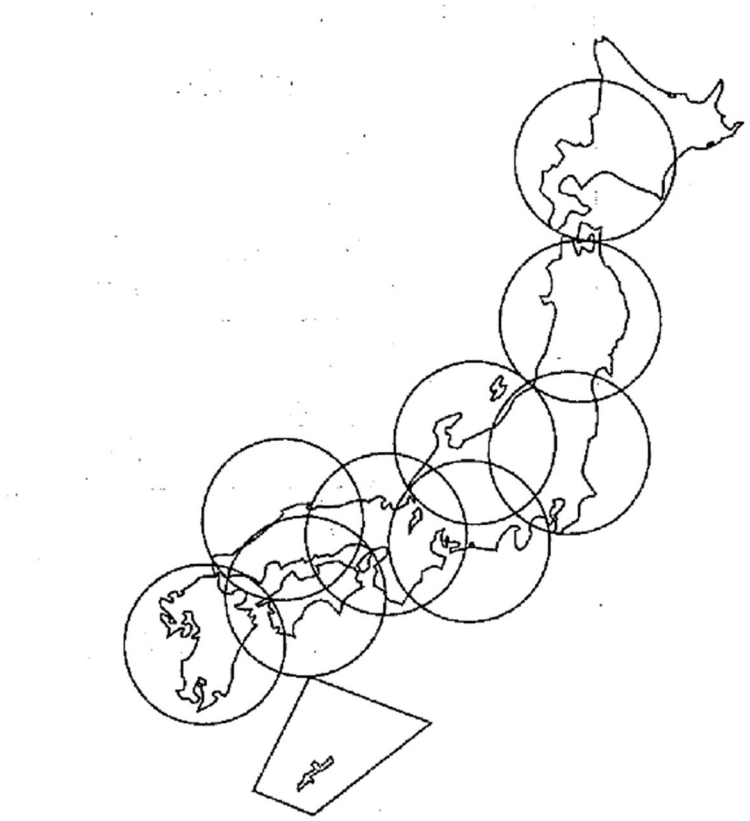

（４）公園種別に応じて，徒歩，自転車，自動車，鉄道等到達する交通手段を考慮して計画する。

都市公園の配置単位をまとめると，（図１０－３－５）のようになる。

（図１０－３－５）

国営公園（数都府県単位）

広域公園（都道府県＝Σ（都市）単位）

都市基幹公園（都市＝Σ（近隣住区）単位）

住区基幹公園（近隣住区単位）

レクリエーション都市
緑道
都市緑化
特殊公園
緩衝緑地

配置単位は，近隣住区→都市→都道府県→数都府県（道は一つ）ブロックとなる。

配置単位に応じて，住区基幹公園→都市基幹公園→広域公園→国営公園と対応する。

また，必要に応じて特殊公園等が設置される。（図１０－３－６）は，１近隣住区での各種の都市公園の誘致圏域が重複していることを示している。各種の都市公園が計画的に配置された場合，都市住民は各自の選択によりいろいろな都市公園を利用することができる。この図に出ていない特殊公園等は設置の状況に応じて利用することができる。

（図１０－３－６）都市公園の誘致圏の重複模式図

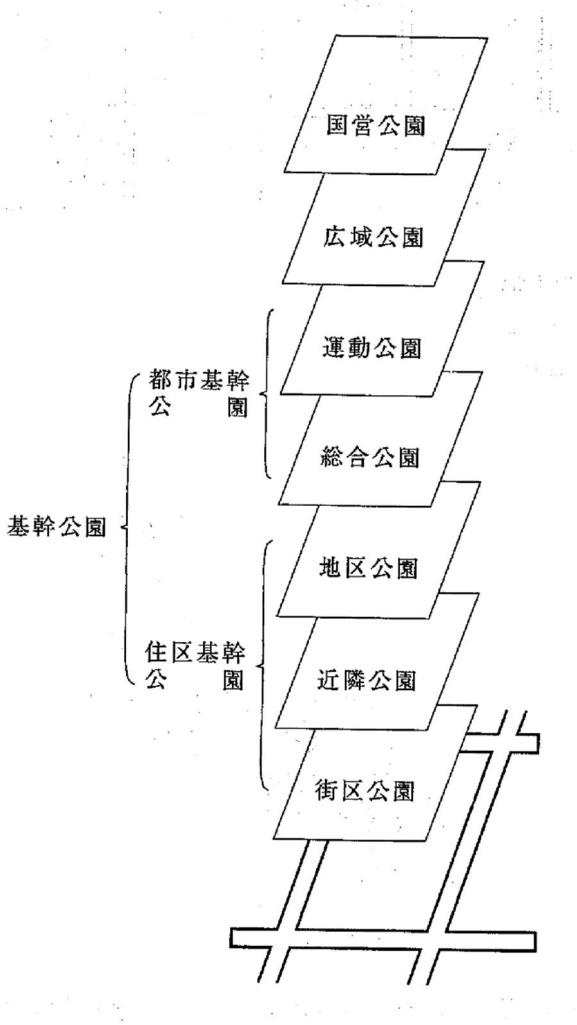

１０－３－２　都市公園の設計

１０－３－２－１　設計指針

都市公園の設計に当たっては，気象，地形，植生等の自然的条件及び誘致区域内の人口構成，レクリエーション需要，交通等の社会的条件を考慮の上，都市公園の有する環境保全機能，レクリエーション機能及び防災機能が最も効果的に発揮されるとともに，安全かつ快適な環境及び美的な景観が創造されるよう努めるほか，次の事項に留意する。

１）　ゾーニングは，都市公園全体として調和のとれたものとするとともに個々のゾーンごとの機能を考慮し，合理的な配置になるよう配慮したものとする。

２）　動線計画は，安全かつ円滑な利用者の流れ又はその集合を考慮したものとするとともに，ゾーニングとの連携及び施設相互の連絡について十分配慮したものとする。

３）　施設の配置及び規模は，各々の施設の機能と利用者の動向・需要を配慮したものとする。

４）　都市公園内の環境の保持及びその周辺の環境の向上を図るため，植栽地の確保を図るよう配慮すること。都市公園の種別ごとの設計指針を（表１０－３－３）に示す。

表１０－３－３　都市公園設計指針

種類		種別	内容
基幹公園	住区基幹公園	街区公園	地区の実情に合わせ，児童の遊戯，運動等の利用，高齢者の運動，憩い等の利用に配慮し，遊戯施設，広場，休養施設等を最も身近な公園としての機能を発揮できるよう配置する。
		近隣公園	住区住民の日常的な屋外レクリエーション活動に応じた施設を中心に設計し，休養スペースを十分確保する。
		地区公園	地区住民の身近なスポーツを中心としたレクリエーション施設を主体に，休養施設，修景施設等を有機的に配置する。
	都市基幹公園	総合公園	休養施設，修景施設，運動施設，自由広場，散策路等を総合的かつ有機的に配置する。なお，当該都市の性格等を配慮してシンボル的な施設を配慮する。
		運動公園	運動施設の敷地面積が 25%以上 50%以下の範囲において，都市住民のスポーツ需要の実態及び自然的条件を十分考慮して，陸上競技場，野球場，サッカー場，テニスコート，バレーコート，プール，体育館等を適宜配置するものとすること。また，修景施設，広場，散策路等を配置し，都市公園内の環境の保持を図る。
特殊公園			＜風致公園＞ 自然的条件を十分活用した修景施設を中心に設計し，運動施設等積極的利用を目的とした施設は原則として避ける。 ＜植物公園＞ 温室，見本園等を適宜配置し，修景施設，供用施設等の適正な配置にも十分留意する。 ＜動物公園＞ 動物飼育施設（動物舎，放飼場等）の敷地面積の合計は，原則として，公園面積の 20%以下にとどめる ＜歴史公園＞ 文化財等の保護･活用を図り，歴史公園のふさわしい環境が形成されるよう必要な修景施設等を配置する。
大規模公園		広域公園	自然的条件の活用に留意しつつ，住民の週末型の屋外レクリエーション需要の実態を十分考慮して，多様性を有する各種のレクリエーション施設を有機的に配置するものとする。
緩衝緑地			風向，地形等の自然的条件に留意しつつ，公害の緩和または災害の防止に資するよう比較的高密度な植栽を配置する。
都市緑地			都市内の自然的環境の保全・改善及び都市景観の向上に役立つよう植栽地を主体に配置する。
緑道			災害時における避難路の確保，都市の日常生活の快適性と安全性の確保，レクリエーション需要への対処等の目的に適合するよう歩行者通路，自転車路等を中心に植樹帯その他の修景施設を設け，必要に応じてベンチ等の休養施設を配置する。

１０－３－２－２　公園事業における設計のための基本方針

１．計画・設計・管理等に関する施策

（１）適正かつ効率的な計画地の選定，公園緑地系統の形成

１）適正かつ効率的な計画地の選定

①　自然資源，文化資源等の積極的活用

a　自然資源，文化資源等既存資源の活用と敷地条件

b　野生生物の生息・生育地の保全，活用

②　地形・地質条件等への配慮

③　公園整備に伴う関連公共施設に対する配慮

④　他施設・事業との連携調整，一体的・計画的配慮

a　廃棄物処理場との一体的整備

b　河川敷地，下水処理場，道路等の占用・兼用整備

c　福祉施設，教育文化施設，地域コミュニティ施設

⑤　借地等による柔軟な事業手法

⑥　大規模施設の広域調整

2）効率的な公園緑地系統の形成を念頭においた事業展開

①　水と緑のネットワークの形成（風の道，生き物の道の確保）

②　緑の歴史・文化ネットワークの形成

③　緑の防災ネットワークの形成

（2）計画・設計手法の見直し

1）敷地造成

①　自然の地形を尊重する

②　造成を行う際の土量バランス

2）植栽

①　植栽は，公園オープン時の完成形を追求することをやめ，樹木の成長を考慮し，樹木サイズの縮小，植える本数を減少させる。

②　購入樹木の低木では，高さを 10cm（１ランク）下げることで約 30%，中木も高さを 20cm（１ランク）下げることで約 10～20%，高木でも幹回りを５cm 程度下げることで約 20%，幹回り 30cm 以上で 10cm 下げた場合は，約 40～50%それぞれコスト縮減となる調査結果等を考慮して設計を行う。

③　低木等の植栽間隔は，密植せず，害虫駆除及び除草等を考慮し出来るだけ植栽本数を削減する。特に，除草手間を考え低木は，１本仕立ての低木を考える。

④　既存植生，既存樹木の保存と活用

⑤　立地環境条件の尊重

⑥　個々の樹種の特性を活かした先駆植物による早期緑化・段階的緑化

⑦　播種による芝生地，花畑等の造成

⑧　大径木の活用など樹木のリサイクル

3）園路・広場・給排水施設，池・流れ等の施設

①　ハードな整備を行わない公園計画

②　土のう，粗朶，蛇かごと樹木等の植物材料の組み合わせによる土留め・護岸

③　主要な動線以外の園路舗装の簡素化（簡易舗装化・無舗装化）

④　縁石や舗装止めの省略（周辺景観になじむ園路）

⑤　境界フェンスの省略と隣接空間との一体的整備

⑥　雨水の浸透・還元

⑦　駐車場,広場等の調整池利用

4）構造物・材料

①　公園施設の設計における二次製品の活用

②　標準的で廉価な製品の使用

③　建設発生土，発生石材等の建設副産物，　コンポスト等の積極的な受け入れ

a　建設発生土や発生石材の受け入れ利用

b　再生資源の活用

④　発生資材の再資源化，再利用

⑤　森林から発生する間伐材の活用

⑥　流通等に係る情報体系の整備

5）光熱・エネルギー

①　雨水，地下水，河川水，下水処理水の有効利用

②　自然エネルギーの活用

6）施設の複合一体化等設計上の創意・工夫

①　建築物等大規模施設の計画・設計

②　運動施設，観覧席，事務所等建築物における施設の複合一体化

③　一時的なピークに対する仮設，レンタル対応

④　防火用水等緊急用水としての水景施設等の活用

（3）公園事業に係る技術基準等の見直し

1）公園独自の検査基準としての視点

①　園路・広場の舗装構成，幅員の見直し

②　植栽設計基準の見直し

③　雨水排水施設の設計基準の見直し

2）規制緩和の視点としての技術基準

①　公園施設に関する規制緩和についての考え方

②　給・排水，電気設備等の管渠の基礎，埋設深等の見直し

3）施工管理・検査基準について

①　公園独自の施工管理・検査基準についての検討

（4）技術開発の推進

①　ビオトープ形成技術

②　CO2 固定を促進する技術

③　整備スケジュールに合わせた幼苗植栽等による樹林地造成等

④　コンテナ栽培，ポット栽培による樹木の活用

⑤　法面等の早期緑化技術

⑥　太陽光風力等の自然エネルギーの積極的活用

⑦　建築物等における光熱等の省エネルギーへの配慮

⑧　汚水浄化技術

⑨　機械化の推進

2．工事発注に関する施策

①　統一的な積算体系の整備

②　工事の平準化の施策

③　植栽適期の施工

3．維持管理の合理化とコスト縮減

①　耐久性部材，互換性部材等の使用

②　樹木本来の樹形を尊重した設計に基づく維持管理

③　芝生地,草地等における適正な維持管理水準の設定

④　植物材料の委託生産等

⑤　ゴミの持ち帰り等の利用者への喚起

４．民間活力，資金等の活用による整備・管理

①　P-PFI，PFI，BOT 方式等の民間事業者の活用による事業の展開

②　公園の維持・管理運営における公園管理者以外の者への包括的委託による効率化

③　VE，DB 等の採用による民間事業者のノウハウ，技術力の積極的な採用

④　市民参加型の維持・運営管理，ワークショップ方式等による公園整備の積極的な推進

※P-PFI（公募型設置管理許可制度）

平成 29 年の都市公園法改正により新たに設けられた，飲食店，売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と，当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路，広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を，公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。

※PFI(Private Finance Initiative)

公共施設等の設計，建設，維持管理及び運営に民間の資金とノウハウを活用し，公共サービスの提供を 民間主導で行うこと。

※BOT（Build Operate Transfer）

民間が公共の認可のもとに施設を民間資金で整備，運営し，ある一定期間にその利用料金で投資資金を回収した後，公共にその施設を譲渡移管する事業方式

※VE（Value Engineering）

目的物の機能を低下させずにコストを縮減する，または同等のコストで機能を向上させるための技術であり，時期により設計 VE，入札時 VE，契約後 VE に分けられる

※DB（Design Build）

一つの会社あるいは事業体が設計と施工の両方の業務を行う方式

１０－３－２－３　都市公園技術標準

都市公園における施設の合理的な計画，設計，施工及び管理について，一般的標準として「都市公園技術標準解説書（令和元年度版）※」に定められているので，各地域の特性を考慮して運用すること。

※都市公園技術標準解説書（令和元年度版）：一般社団法人日本公園緑地協会

（参考）設計施工に関する主な図書一覧（維持管理及び積算等に関する図書は除く）

都市公園技術標準解説書（令和元年度版）：一般社団法人日本公園緑地協会

公園緑地マニュアル（令和 5 年度版）：一般社団法人日本公園緑地協会

ユニバーサルデザインによる みんなのための公園づくり（令和 6 年版）：一般社団法人日本公園緑地協会

遊具の安全に関する規準（令和 6 年 4 月）：一般社団法人日本公園施設業協会

造園施工管理（改訂 28 版）　技術編（令和 3 年度版）：一般社団法人日本公園緑地協会

造園施工管理（改訂 28 版）　法規編（令和 3 年度版）：一般社団法人日本公園緑地協会

植栽の設計・施工・管理（平成 9 年度版）：一般社団法人経済調査会

※令和６年度末時点の最新版を記載している。